

令和 6 年 6 月 日

(名称) 半田市地域公共交通会議
会長 山本 卓美**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

半田市の公共交通機関については、鉄道は名鉄河和線が市の中部を南北に縦断しており、市内には特急が停車する 2 駅を含め 5 つの駅があります。また、JR 線は、東海道本線の大府駅に連絡する武豊線が市の北東部から中央部、南部を通っており、市内には 4 つの駅があるなど、2 本の鉄道が市の南北の交通軸となっています。

公共交通バスは、平成 30 年 10 月に半田市地域公共交通網形成計画（平成 30 年 3 月策定）に基づき大幅な再編を行い、民間バス事業者の自主路線（半田・常滑線、半田北部線）と行政運営による地区路線 A（亀崎・有脇線、半田中央線、青山・成岩線）により支える形として 1 年間の実証運行を経た後、本格運行することとなりました。

新たな公共交通体系では、隣接する常滑市と市中心部を結ぶ半田・常滑線と市中心部から北部に走る半田北部線の 2 路線を基幹路線と位置づけており、半田・常滑線については一部系統を日本福祉大学（市北部）までの直通運行とし、主要病院まで乗り継ぎせずに到達できるなど再編前に比べて利便性の高い路線となっています。

本事業は、背骨となる基幹路線と各地域を結ぶ亀崎・有脇線、半田中央線、青山・成岩線の 3 線の確保維持を目的とし、同 3 線は、地域内の買い物先や医療等施設を巡回するなど日々の暮らしに密着した、住民にとってなくてはならない移動手段であることから、継続して地域交通の基盤維持を図っていく必要があります。

また、上述のフィーダー路線や鉄道の利用が困難な交通空白地域における移動ニーズに対応するため、住民主導で運行形態等を検討する地区路線 B の取組を地域のバス会と協働で進め、令和 2 年 10 月には岩滑小線、令和 3 年 9 月には成岩東部線、瑞穂線の 2 路線を設立しました。さらに、令和 4 年 8 月から、バス路線導入が困難な地域に、おでかけタクシー制度を新設、**令和 6 年 4 月にも新たな地域で導入し**、移動手段の確保を図っています。今年度も、交通空白地域の解消に向け地域のバス会と協働した取組を進めるとともに、バス利用者の増加につながる企画の実施など、既存路線の利用促進を図ります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

■半田中央線のバス利用者

現状値：125人／日（令和5年）
 目標値：131人／日（令和6年）
 目標値：137人／日（令和7年）
 目標値：142人／日（令和8年）
 目標値：148人／日（令和9年）

※令和5年度は目標（115人／日）を達成。
 令和4年度に実施した運賃無料乗車キャンペーンによる利用者人数の底上げ効果や、コロナ禍で妨げられていた路線成長の再開によって実績が増加。
 令和6年度以降の目標値は、令和元年度から令和5年度の平均利用者増加数を毎年度加算して設定した。

■青山・成岩線のバス利用者

現状値：117人／日（令和5年）
 目標値：121人／日（令和6年）
 目標値：125人／日（令和7年）
 目標値：128人／日（令和8年）
 目標値：132人／日（令和9年）

※令和5年度は目標（100人／日）を達成。
 令和4年度に実施した運賃無料乗車キャンペーンによる利用者人数の底上げ効果や、コロナ禍で妨げられていた路線成長の再開によって実績が増加。
 令和6年度以降の目標値は、令和元年度から令和5年度の平均利用者増加数を毎年度加算して設定した。

■亀崎・有脇線のバス利用者

現状値：45人／日（令和5年）
 目標値：49人／日（令和6年）
 目標値：57人／日（令和7年）
 目標値：66人／日（令和8年）
 目標値：74人／日（令和9年）

※令和5年度は目標（34人／日）を達成。
 令和4年度に実施した運賃無料乗車キャンペーンによる利用者人数の底上げ効果や、コロナ禍で妨げられていた路線成長の再開によって実績が増加。
 令和6年度以降の目標値は、令和12年度に100人／日を達成することを目標として令和12年度の目標値と令和5年度の実績の差を均等割りして毎年加算する方法で設定した。

（半田市地域公共交通網形成計画 P77 参照）

(2) 事業の効果

亀崎・有脇線及び半田中央線、青山・成岩線を維持することにより、半田南東部及び半田北西部、半田北部の市民の日常生活に必要な移動手段が確保されるとともに、公共施設へのアクセス性も高まる。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できるとともに、半田市や常滑市の中心拠点への来訪手段としても利用され、外出促進・地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バス車両のバリアフリー化の推進
(半田市地域公共交通網形成計画 P65 参照)
- ・バスロケーションシステムの継続
(半田市地域公共交通網形成計画 P65 参照)
- ・バス待ちスポットの発掘と公共交通マップへの反映
- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布及び主要施設への配架(半田市、交通事業者)
(半田市地域公共交通網形成計画 P65 参照)
- ・交通結節点における乗継が可能となるダイヤ設定(半田市、地域、交通事業者)
(半田市地域公共交通網形成計画 P66 参照)
- ・1日乗車券の実施(関係団体、半田市、交通事業者)
(半田市地域公共交通網形成計画 P67 参照)
- ・免許返納者に対する公共交通利用の特典
(半田市地域公共交通網形成計画 P67 参照)
- ・交通結節点等のバス停における待合環境の整備・充実
(半田市地域公共交通網形成計画 P68 参照)
- ・地区路線Aの小学生運賃無料化と小学校と連携した周知・広報の実施
(半田市地域公共交通網形成計画 P70 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る半田中央線、青山・成岩線、亀崎・有脇線について、その運行に係る費用総額 **98,083,100円**のうち、半田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数について、日々の整理券枚数の計数を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

【平成 29 年度】

- ・平成 29 年 6 月 22 日（第 1 回）公共交通再編の方向性について合意
- ・平成 29 年 9 月 29 日（第 2 回）半田市地域公共交通網形成計画（素案）について合意
- ・平成 29 年 12 月 20 日（第 3 回）地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会の資料について合意、半田市地域公共交通網形成計画（案）について合意
- ・平成 30 年 3 月 27 日（第 4 回）半田市地域公共交通網形成計画について合意
地区路線 A の路線について合意

【平成 30 年度】

- ・平成 30 年 5 月 9 日（第 1 回）半田市バス路線再編の概要について合意
乗合バス路線の退出意向について合意
- ・平成 30 年 6 月 15 日（第 2 回）バス路線の一部修正について合意
生活交通確保維持計画について合意※地域内フィーダー
- ・平成 30 年 8 月 1 日（第 3 回）バス路線の運行概要について合意
- ・平成 31 年 1 月 15 日（第 4 回）地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画推進に係る事業）について合意

【令和元年度】

- ・令和元年 6 月 14 日（第 1 回）バス路線の一部ダイヤ、停留所変更について合意
生活交通確保維持計画について合意
※地域間幹線、地域内フィーダー
- ・令和 2 年 1 月 24 日（第 2 回）地域内フィーダー 1 路線の経路変更等の改善について
令和 2 年 2 月 20 日（書面決議）合意

【令和 2 年度】

- ・令和 2 年 7 月 21 日（第 1 回：書面決議）新規バス路線の運行概要について合意
生活交通確保維持計画について合意
※地域間幹線、地域内フィーダー
- ・令和 2 年 12 月 24 日（第 2 回）半田市地域公共交通網形成計画の計画期間の延長について合意、同計画に基づく目標値の見直しを行うことについて合意、地区路線 B の継続基準を設定することについて合意、
- ・令和 3 年 2 月 8 日（第 3 回）運行事業者変更に伴う運行概要について合意
- ・令和 3 年 3 月 29 日（第 4 回）新規バス路線の運行概要について合意

【令和 3 年度】

- ・令和 3 年 6 月 25 日（第 1 回：書面決議）運行事業者決定に伴う新規バス路線の運行概要について合意
- ・令和 3 年 12 月 28 日（第 2 回）おでかけ促進無料乗車キャンペーンの実施、地区路線 A の小学生運賃の改定、有脇タクシー施策の実施について合意
- ・令和 4 年 1 月 21 日（第 3 回：書面決議）運行事業者変更に伴う運行概要について合意
- ・令和 4 年 3 月 1 日（第 4 回：書面決議）地区路線 A の小学生運賃の改定（無料化）時期について合意

【令和 4 年度】

- ・令和 4 年 6 月 29 日（第 1 回）生活交通確保維持計画について合意
※地域間幹線、地域内フィーダー
- ・令和 4 年 12 月 21 日（第 2 回）地域公共交通網形成計画の延長版作成について合意

【令和 5 年度】

- ・令和 5 年 6 月 26 日（第 1 回）地区路線 B の休日の試験運行について合意、おでかけタクシー（横川地区）制度の実証運用について合意
生活交通確保維持計画について合意 ※地域間幹線、地域内フィーダー

- ・令和5年8月16日（第2回：書面決議）路線バスの夜間運行（地方創生臨時交付金 電力・ガス・食料品等価格高騰支援策）について合意
- ・令和5年10月16日（第3回：書面決議）地区路線 B 瑞穂線「スーパーイシハラ」バス停撤去に伴う、運行経路及び運行ダイヤの変更について合意
- ・令和5年月日（第4回）地区路線B瑞穂線の経路変更、ダイヤ変更案について横川地区でのおでかけタクシー実証実験期間の延長について合意
- ・令和5年3月7日（第5回：書面決議）おでかけタクシー（横川小学校区）の本格導入について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・半田市地域公共交通網形成計画に関するパブリックコメントを実施した。
- ・約3,000人を対象にアンケート調査を実施した。
- ・13小学校区で市民を対象に、個別にヒアリング調査を実施した。
- ・主要施設（10施設、1,372人）において、ヒアリング調査を実施した。
- ・高校生アンケート調査（2校、701人）を実施した
- ・5中学校区で公共交通市民懇談会を実施した。
- ・5中学校区でくらしの足市民会議を実施した。

各地域によって移動ニーズが異なるため、地域の店舗や病院、公共施設、鉄道駅等を繋ぐ路線とした。また中心拠点に行く場合には、乗り継いで行くことができるよう路線やダイヤを設定した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県半田市東洋町二丁目1番地

（所 属）半田市建設部都市計画課

（氏 名）伊藤 治久

（電 話）0569-84-0628（直通）

（e-mail）toshikei@city.handa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。